

第505回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和6年6月5日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和6年6月12日(水曜日)
午後2時30分
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置(案)等について(小型機船底びき網漁業(貝桁、かけまわし漁業、板びき網漁業))
- (2) 宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について(まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、まだら本州太平洋北部系群、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚)
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について

協議事項

宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

報告事項

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	石 森 裕 治
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	大 江 清 明
会長代理	鈴 木 政 志	〃	鈴 木 章 登
委 員	高 橋 平 勝	〃	伊 藤 新 造
〃	菊 田 守	〃	千 葉 富 夫
〃	高 橋 一 郎	〃	平 井 光 行

欠席委員

委員 館 田 あゆみ

委員 尾 定 誠

〃 木 村 千 之

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 武山総括次長

定刻となりましたので、ただいまから、第505回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、12名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（省略）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（省略）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料の右上に番号を振っております。資料1といたしまして審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について（小型機船底びき網漁業（貝桁、かけまわし漁業、板びき網業））」、資料2といたしまして審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、まだら本州太平洋北部系群、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚）」、資料3といたしまして審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」、資料4といたしまして協議事項「宮城・福島海区漁業調整委員交流会について」、資料5といたしまして報告事項「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、そして、次第には記載しておりませんが、その他といたしまして「県内沿岸漁業者の経営維持・安定に向けた支援体制の整備について」、以上6種類の資料となっております。御確認いただいて不足などがありました

ら、事務局にお声掛けください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願い致します。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

3番の鈴木会長代理、10番の千葉委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

よろしくお願いします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願いします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について（小型機船底びき網漁業（貝桁、かけまわし漁業、板びき網漁業））」を上程いたします。県からから御説明をお願いします。

阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について」ということで、小型機船底びき網漁業に係る制限措置についての説明でございます。この制限措置につきましては、毎回の委員会でも御説明申し上げておりますとおり、知事許可漁業の手続きについては、許可の内容として「制限措置」を定め、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うものとなっております。

本日は、小型機船底びき網漁業の中の貝桁とかけまわし漁業、板びき漁業の許可期間が8月末日で満了することから、今回漁業法第58条において準用をいたします同法第42条第3項の規定に基づき、底びき網漁業の制限措置について御審議いただくものでございます。詳細につきましては、担当から説明申し上げます。

○關会長

それでは本田さんお願いします。

○水産業振興課 本田技師

1ページ目を御覧ください。こちらは諮問文書の写しとなっております。

2ページ目が今回お諮りする制限措置等の内容となっております。こちらにつきましては、後ほど戻って説明させていただきたいと思います。

続きまして5ページ目を御覧ください。5ページ目以降が小型機船底びき網漁業の概要についての説明資料となっております。1番の漁業の概要でございますけれども、小型機船底びき網漁業とは、総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業でございます。漁具漁法によって手繰第1種、第2種、第3種漁業、打瀬漁業、その他の小型機船底びき網漁業の5種類に分類されておまして、このうち本県で許可として実態

がある漁業は、第1種のかけまわし漁業、第3種の貝桁漁業、その他に分類される板びき網漁業となつてございます。主な漁獲対象種でございますが、板びき網漁業ではひらめ・かれい類、たら類、いか・たこ等の底魚を漁獲しております。貝桁漁業では赤貝、ほっき貝、こたま貝を漁獲しております。2番の漁業調整の経緯というところで、(1) かけまわし、板びき、貝桁でございますけれども、かけまわし、板びきにつきましては、漁業調整上の理由から、改正前の漁業法においては許可することができる船舶の隻数の上限が国により定められていた漁業でして、本県では定数漁業として旧漁業調整規則の規定により許可処分を行ってきたものでございます。漁業法の改正に合わせまして、都道府県が制限措置として許可等をすべき隻数を定めて運用することとなりましたが、これまで国が定めた上限に基づき漁業秩序を維持してきた経過があることから、上限を超えない現状の許認可件数を公示枠として漁業調整を行っているものでございます。10トン未満の貝桁漁業については、定数漁業の対象ではなく、定数外といわれる漁業ですけれども、こちらにつきましても、現状の許認可件数に基づいて許可処分を行ってございます。

続きまして6ページ目を御覧ください。(2) 仙南5トン未満の貝桁漁業でございますけれども、こちらは昭和40年代以降、仙南4地区の社会情勢ですとか、沿岸小型漁船漁業の振興策として、地区ごとに分けた漁業の許可方針が制定され、営まれてきた漁業でございます。許可方針の制定後は、資源動向や組合の状況等に応じた許可方針の改正を経まして、共同漁業権の対象漁業種類として組合を主体に資源管理が行われてございます。漁協が策定する操業管理規定に基づいて、自主的な資源管理、漁場管理の体制が確立されていることから、令和3年に許可の有効期間を3年に変更しております。3番の漁業の実績としまして漁獲実績をグラフで載せております。下のグラフが小型底びき網漁業の漁獲量でして、令和5年は公表されたばかりの概数値ではありますが、3,900トンとなっております。その下のグラフが仙南5トン未満での貝桁漁業の漁獲量になっておりまして、上から赤貝、ほっき貝、こたま貝の漁獲量を示しております。(2) 漁業者による自主管理体制ですけれども、仙南5トン未満の貝桁漁業においては、共同漁業権の免許を受けた漁協支所ごとに操業区域、操業隻数等を定めた操業管理規定を作成し、県と事前協議により承認を得た上で運用しております。

続きまして、7ページ目を御覧ください。こちらのA3の資料が許可の概要でございます。船舶の総トン数や漁業種類の組み合わせによって複数パターンの許可がございます。①のかけまわし、板びき、貝桁漁業15トン未満のところを御覧いただきたいのですけれども、こちらの許可はかけまわしと板びきの2つの漁業種類がセットになったものでございます。操業区域は次の資料で御説明いたしまして、漁業時期は県の漁業調整規則で定められた禁止期間を除いた1月から6月末と9月から12月末となっております。推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は15トン未満、許可等をすべき船舶の数についてですけれども、こちらは現在の許認可件数に基づいており、県内に住所を有する者2隻と表浜支所と共同で営もうとする者を資格としております。こちらは表の下に米印1で記載しておりますが、昭和41年に表浜地区の不漁対策として漁協と組合員の共同経営という形で発給された許可ということで、このような形になっております。許可の有効期間は3年、主な条件は記載のとおりとなっております。続いて②、かけまわし、板びき、貝桁漁業の10トン未満についてですけれども、こちらの漁業種類の組み合わせ等によりまして、

イからホまでの5パターンの許可がございます。イの許可がかけまわし、板びき、貝桁漁業の3点セット、ロがかけまわし、板びきの2点セット、ハが板びき、貝桁の2点セット、ニも板びき、貝桁の2点セット、ホが貝桁漁業のみの許可でございます。漁業時期はこちらも漁業調整規則で定められた禁止期間を除いて設定されております。推進期間の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は10トン未満、許可等をすべき船舶の数につきましては、こちらで現在の許認可件数に基づきまして、イでは13隻、ロは3隻、ハが1隻となっており、こちらのイ、ロ、ハの許可は県内に住所を有する者に資格がございます。2の許可につきまして、船舶の数は17隻、資格については仙南支所に所属する者としておりまして、こちらで表の下の方の米印2に記載してございますが、昭和43年に仙南地域の小型漁船漁業振興対策として発給された許可ということで、このような形になってございます。こちらの許可につきましては、船舶の数が18隻、こちらが県内に住所を有する者で、下の2隻と表浜支所と共同で漁業を営もうとするものとなっておりまして、こちらにつきましても、表の下の方の米印1に記載しておりますとおり、表浜地区の不漁対策として、漁協と共同経営という形で発給された許可のため、このような形となっております。許可の有効期間は3年で、主な条件につきましては表に記載のとおりとなっております。1番下の貝桁漁業、仙南5トン未満についてですけれども、支所ごとに整理されてございます。操業区域は共同漁業権の区域内となっております。漁業時期は各支所の操業管理規定に基づいて設定されてございます。推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン未満、許可等をすべき船舶の数については上から14隻、25隻、5隻、16隻となっておりまして、漁業を営む者の資格については共同漁業権の組合員行使資格を有し、免許を受けた漁協各支所と共同して当該漁業を営もうとする者となっております。許可の有効期間は3年でして、操業管理としてこたまがいを対象とする漁業は操業禁止期間が定められていることとなっております。許可の主な条件につきましては表に記載のとおりとなっております。

続きまして8ページを御覧ください。こちらが操業区域の図となっております。左上のかけまわし、板びき網漁業の図を見ていただきたいと思いますのですけれども、船の総トン数によってかけまわし漁業では操業区域が異なっていたり、漁業調整規則に基づいてかけまわし、板びきともに小型操業禁止ラインより内側では操業できないというふうになってございます。隣の図に移りまして貝桁漁業につきましては、金華山の頂上から南に引いた線から内側が操業区域となりまして、共同漁業権に基づく貝桁漁業の場合は、小底禁止ラインの内側でも操業ができるというふうになってございます。左下の仙南5トン未満の貝桁につきましては、図のとおり共同漁業権の区域内となっております。

続きまして、9ページ目を御覧ください。許可等をすべき船舶の数、公示枠についてですけれども、かけまわし、板びき、貝桁漁業、旧定数外といわれるものにつきましてはこれまで御説明したとおり、現在の許認可を有する隻数を基準に、これを公示枠としてございます。下の表がこれまでの許可件数の推移でして、カッコ内は許可件数のうちの認可件数となっております。なお、15トン未満のかけまわし、板びき、貝桁は、令和4年に認可が1件減っておりまして、現在の許認可件数はゼロとなりましたので、公示枠をゼロとしております。下に移りまして貝桁漁業、仙南5トン未満につきましては、共同漁業権を管理する漁協支所の意見を聞いた上で、公示案を設定してございまして、事前に漁協支所に聴き取りした隻数で設定してございます。

それでは資料の方2ページ目にお戻りください。こちらの2ページ目が今回公示する15トン未満の制限措置でございます。内容につきましては、先ほど御説明した内容と同様となっております。

次のページ3ページ目を御覧ください。こちらが10トン未満の制限措置でございます。イからホまで5種類ございまして、内容につきましては、御説明したものと同様でございます。

1枚めくっていただき、次のページ裏面の4ページ目を御覧ください。こちらが仙南5トン未満の貝桁の制限措置でございます。こちらにつきましても、先ほど御説明したものと同様の内容となっております。2番の許可または起業の認可を申請すべき期間につきましては、漁業の開始時期に合わせまして、6月14日から7月16日まで受付ということで予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願い致します。

○關会長

本田さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号をおよび、氏名を述べて発言願います。

鈴木会長代理をお願いします。

○鈴木会長代理

7ページの底びきに関する二の部分、宮城県漁業協同組合に所属する仙南支所（亘理）に対する隻数17となっていて、これ確か前にも話したんですけど、起業認可になっている分があるんですね。実際に亘理で動いている船は4隻しかいないんですよ。だから17隻も必要じゃないから、そのところ県の方で検討して枠を減らすとか、起業認可の分というのは亘理から出ない許可のはずなんですよ。この時代に底びきはそぐわないので、減らしていくような方針にしてほしいのですが。

○關会長

大変具体的な意見ですが、これに対してお答えできる方いますか。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

ただいま鈴木会長代理の方から御指摘ありました仙南亘理の通常ミヤ乙と呼ばれている小底の許可なんですけれども、現在17隻許認可ございますが、そのうち5件は認可という形になっております。御指摘いただいたように、稼働していない船舶もあるということで、県の方も認識しておりますが、一方でその漁業者の方ともお話をしていく中で、その許可を有するに至った経緯がそれなりに苦労されて許可をもらったというところもあり、なかなか手放したくないという方もいらっしゃる中で、県の方も今後どのように、それを整理していくかというのは、漁業者ですとか、漁協の皆さんとの意見交換を重ねて、適正な数というものを見出して検討して参りたいと考えてございます。

○鈴木会長代理

いや言い訳は分かるんですけども、この起業認可の分というのはかなりの数あると私も把握しているんですが、やらない者に許可を与えておくという時点でおかしいんじゃないのかなと思った。例えば今どんどん漁業者が減っている中で、その枠を持っていたから漁師をする、板びきをするのであればいいですよ。そういう実態もないのに、こういう許可のあり方ではうまくないんじゃないかと。県の指導の仕方が足りないのかなと感じます。言っていることは分かっています。ただ、今後この起業認可をはじめ、底びきが減っている中で許可をどうすべきか検討した上で、我々海区委員会に報告願います。

○關会長

これまでの検討結果が今日示されているのですが、今の御指摘は今後に向けてどういうふうな対応が可能かをお尋ねかと思います。お答えしていただけますか。

○水産業振興課 阿部課長

ミヤ乙の許可につきましては、震災前は10数隻操業して、亘理地区、県漁協亘理支所の水揚げ等に貢献されてきたということで、震災以降はだんだん高齢化ということも相まって現在の隻数、稼働数に落ち着いているというところでございます。先般、担当も亘理の方の底びきの方々と意見交換をしまして、意見交換の中では、当地区の中で底びきに着手したいという方がいれば、その地区の中でその底びきを譲っていききたいと。亘理地区の水揚げを水産業の振興に役立てたいという底びきの方の御意見もあるということから、今後につきましては意見交換を重ねながら起業認可でやりたいという亘理地区の新しい参入者の方に業界として、許可を譲っていくというような方向にするのか、または廃業というような形にするのかは意見交換しながら、整理していききたいと考えてございます。

○關会長

他にございませんでしょうか。よろしいですか。なければ知事許可漁業の制限措置（案）等について小型機船底びき網漁業（貝桁、かけまわし漁業、板びき網漁業）は県からの諮問があったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年6月10日付水振第215号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、まだら本州太平洋北部系群、くろ

まぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚)」を上程いたします。県から御説明をお願いします。
日下課長お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

審議事項2、宮城県資源管理方針に係る知事管理可能量について御説明させていただきます。改正漁業法に基づく漁獲可能量、いわゆるTAC管理につきましては、その対象となる魚種ごとに国が全体の漁獲可能量を毎年度設定して各都道府県へ配分し、それに基づいて各県で知事管理漁獲可能量を設定するという流れになっております。今般、令和6管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、まだら本州太平洋北部系群について、漁獲可能量の割当が国から示され、また、くろまぐろ大型魚、小型魚については追加割当が示されております。この内まだら本州太平洋北部系群につきましては、今回初めて漁獲可能量が割り当てられ、TAC管理が開始されることとなっております。国では資源管理の推進に当たりまして、TAC管理の強化、対象魚種の拡大を基本としており、TAC対象魚種の追加に当たりましては、導入当初の柔軟な運用を図るため、ステップアップ管理を行うということとしておりまして、これは採捕停止命令などを伴わない試験的な全国一括での数量管理から開始しまして、漁獲報告の体制整備や都道府県への配分の施行など、運用の検討を行いながら、3年間を目処に本格的なTAC管理の導入を図っていくものとなっております。県が知事管理漁獲可能量を設定する際には漁業法第16条によりまして、海区漁業調整委員会の意見をお聴きすることとなっておりますので、本日、御審議をさせていただくものでございます。詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

1 ページ目でございますが、こちら今回が諮問文書の写しとなっております。

2 ページ目を御覧ください。審議いただく内容でございますが、先ほど課長から説明がありましたとおり、宮城県資源管理方針に基づきまして、令和6管理年度7月から6月までの管理期間になっております、まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、まだら本州太平洋北部系群の知事管理漁獲可能量を定めるものでございます。また、合わせまして、すでに管理年度が始まっておりますが、くろまぐろの小型魚、大型魚につきまして、知事管理漁獲可能量の変更をするものとなっております。2の(1)を御覧ください。今回設定するTACの内容でございますが、まずは国からの当初配分に基づきまして、さば、ごまさば、ずわいがににつきましてはともに現行水準としたいと考えてございます。こちらにつきましては、7ページ以降に資料をつけてございます。

8ページにつきましては、国から配分のありました当初配分の通知ということになってございまして、こちらにまさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群につきまして、本県のTACとして現行水準での配分があったものでございます。

また、9ページ目にはまだら本州太平洋北部系群ということで、こちら後ほど詳しく御

説明しますが、6,060トンの内数という内容で配分がなされてございます。

10ページ目を御覧ください。こちらさば類とずわいがにに関するデータでございますが、右側の2つのグラフにつきましては宮城県知事管理漁業における、まさば、ごまさば、そしてずわいがにの漁獲の実績と全国に占める割合を示したものでございます。グラフの下の方に箱囲い、米印2つございますが、現行水準という配分の方法で、こちらは漁獲量の比較的少ない都道府県に対して、数量を明示せずに目安数量のみを示すという配分の方法でございます。まさば、ごまさば、ずわいがににつきましては、全国に占める漁獲量の割合が相当程度低く、さば類につきましては1%か2%程度、ずわいがにはほとんど漁獲量もなく、ゼロから1.5%程度ということで、現行水準という形で配分がなされているというものでございます。また、ページの左側については、全国のTACと採捕数量を示したグラフになってございますが、黒いバーの採捕数量に対しまして、白いバーのTAC数量が十分なTAC設定となっているという状況を示すものでございます。

2ページ目にお戻りください。2の(1)の後半部分でございますが、まだら本州太平洋北部系群、こちらにつきましてはTACの対象となり、初めてTACの配分を受けたものでございますが、先ほど申しましたとおり、6,060トンの内数という形で配分がなされてございます。

12ページを御覧ください。こちらでは国が進めておりますTAC魚種の拡大の内容について御説明させていただきます。1番のところ、改正漁業法におきましては、資源管理の推進に当たり、TACによる管理を基本とするということが示されております。国のロードマップにおきましては、令和7年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることを目標に、TACの対象魚種を拡大していくとされてございます。TAC魚種の拡大については、優先度に応じて実施されるということでございますが、国では新たにTACを導入する際には、関係業者との丁寧な意見交換を踏まえまして、ステップアップ管理という方式において、課題等について検討しながら進めていくとされてございます。

こちらの内容については13ページの上の方を御覧いただきたいのですが、新規TAC魚種を受ける漁獲管理は、導入当初の柔軟な運用のためにステップアップ管理ということで、3つのステップに分けて進めていくこととしてございます。今回まだらで導入されるのは、最初のステップ1という内容でございますが、こちらは試験的な管理手法ということで、漁獲情報の報告体制の整備、それから全国一括での数量管理を行うというものでございまして、採捕の停止命令などは行わずに、都道府県に対しても参考数量のみが提示されるということとなっております。このため今回国から示された配分の内容としては、6,060トンの内数という内容になっているということでございます。今後、1年後にステップ2ということで進んだ後に、3年後にステップ3という段階で、本格的なTACの運用が開始されるというような内容となっております。

12ページにお戻りください。1番の黒丸の5つ目でございます。今年の1月から他の海域でございしますが、かたくちいわしとうるめいわしの対馬暖流系群において、現在のTAC魚種は、従前の8魚種に加えまして、先ほど説明したステップアップ管理が開始され、合計10魚種がTAC魚種になっているということでございます。2番の今後追加されるTAC魚種ということですが、今回追加されたまだら本州太平洋系群を含めたまだらの4つの系群について、ステップ1の管理が開始するということと、かたくちいわし太平洋系

群、ぶりが年明け1月と4月に開始されるということになっています。また他の海域ですが、まだいについても日本海西部・東シナ海系群ということで、来年の1月からステップ1での管理が開始されるという予定になってございます。

次に14ページを御覧いただきたいと思います。今回対象となる、まだら本州太平洋北部系群のTAC管理の開始についてということで、この系群の状況について御説明したいと思います。まず1番の漁獲の状況でございますが、こちらの系群は青森から茨城県沖の本州太平洋沿岸に分布している系群でございます。特に青森、岩手、宮城の3県での漁獲が多いということとなっております。漁法としては、沖合底びき網が大半を占めており、その他、定置、はえ縄、刺し網、小底などによって漁獲をされております。

グラフを見ていただきますとおり漁獲量の変動が大きく、2013年に3万1千トン記録したあと減少傾向でございまして、2022年には暫定値ですが、約6,000トンにとどまっているという状況でございます。また、2の資源の状況ですが、こちらも近年減少傾向で、2022年には約1.7万トンと評価されてございます。資源の主体である1、2歳魚については、特に1歳魚の資源尾数の減少が顕著であること。それから親魚量も近年少し上向きにはなっておりますが、資源量の減傾向を示しており、2022年には約1万トンということで、資源の状況は決して良くないということになるかと思えます。

15ページ目を御覧ください。今回はTACの設定の考え方ということで、水産庁の資料から抜粋したものでございますが、詳しい説明は割愛させていただきますけども、内容としては10年後を目標に資源を持続的に利用するために必要な親魚の量を確保できるように漁獲圧力を調整するという考え方からTACを設定するというところで、今年度のTACは6,060トンというふうにされているという内容でございます。まだらについては以上でございます。

2ページ目にお戻りください。2の(2)くろまぐろの関係でございますが、くろまぐろについては、2段階で追加配分がございました。1つ目として①に記載があります、今年度、初めて実施された不等量交換ということで、小型魚から大型魚への交換ができるようになりました。これにより、小型魚は13トン減り、大型魚が18.2トン増えるということとなりました。また、②の方は例年実施されております国からの追加配分で、前の管理年度に国全体で余った分の再配分ということになるのですが、小型魚は18.7トン、大型魚は3.6トンの増で合計すると、6月現在での最終的な知事管理漁獲可能量は資料の下の方の赤く囲ったところですけども、小型魚67.2トン大型魚は44.4トンということで、国から配分が示されたという内容でございます。

18ページを御覧ください。こちらが、国から示された漁獲可能量の配分変更の通知となります。

それから19ページですが、小型魚から大型魚の振替、不等量交換と記載してございますが、こちらの内容について簡単に説明したいと思います。まず、くろまぐろにつきましては、小型魚を保護するということが資源管理上有効であるとされており、昨年12月の国際会議におきまして、小型魚の保護のために小型魚の枠を一定倍率で割増しして大型魚に振り替える措置、こちらの上限が拡大され、これまで枠の10%だったものが30%まで認められるようになりました。これに伴いまして、今回初めて国から都道府県に対して、枠の振替についての要望調査が実施されたということでございます。この振替のルールで

すけども、このページの下の方に矢印の図がございしますが、例えば漁業者が小型魚100キロ交換したいとなりますと県・国を通して、国際的にも147キロの大型魚の振替枠がきますということです。このうち7%分の7キロを国の方の留保に繰り入れた後に、漁業者の方には1.4倍に相当する140キロが帰ってくるという制度となっております。本県にもその振替の要望の調査がございましたので、漁業者の方からの要望に基づきまして、小型魚の振替数量13トンに対しまして1.4倍の18.2トンの大型魚が振り替えられたということとなっております。

20ページは、今回の追加配分を踏まえた本県の漁獲枠と、県内での配分の状況となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

3ページ目を御覧ください。今後の予定でございしますが、本日承認をいただきました場合におきましては、国への承認申請など手続きを順次行いまして、次の4ページ目から6ページ目の内容でTACの内容を変更、追加した形で公表したいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○關会長

杉田さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号をおよび、氏名を述べて発言願います。

鈴木会長代理をお願いします。

○鈴木会長代理

今回、30キロ以下の小型まぐろは再放流というのは、この場でも言われているし、皆さん承知で分かっていると思う。ただ、SNSで映像を見た時に、10キロクラスのまぐろが大分とれて、それを販売しているというふうにSNSで見たんですけども、これはとっていいものなのかダメなのか、それとも特別に枠があるものか、聞きたいです。

○關会長

杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

小型魚につきましては、30キロ未満を指しまして、沿岸くろまぐろ漁業の承認を得ている業者の方は水揚げすることはできます。ただ、遊漁に関しましては大型魚といえは30キロ以上のみが対象になっているということで、30キロ未満の小型魚を釣ったり、販売するということも遊漁にあたりませんので、それはできないということになります。

○鈴木会長代理

結局はそうした定置網漁業のまぐろ漁をしている人しか認められてないということなんです。例えば、沿岸漁業者がとった場合は、再放流となっておりますが、そこはどうなんですかね。

○關会長

いかがですか。どうぞ杉田さん。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

そのとおりでございます。定置網漁業あるいはその沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けている漁業者以外は水揚げできないということになります。

○鈴木会長代理

そうなると沿岸漁業者の方が不満に思うんじゃないのかな。自分は漁業者なので分かっているんですけども、例えば流し網、例えばすずき網、たい網の場合、この10キロクラスのまぐろがかかるんですよ。それを再放流しているのですが、例えば今言ったように承認を持っている漁業者しかとれないというのは矛盾点があるのではないのかなと。だから、県の方で私たちに周知しなかったのかなと今思ったんですが、それで不公平感が出るんじゃないんですか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

先ほどの漁業者がとれないかという話ですが、太平洋広域漁業調整委員会の承認制ということで、県内でも承認を受けている方しかまぐろをとれないという状況でございます。

一方で、鈴木会長代理がおっしゃったように普段の刺し網とか漁業をやっているが、とれないという漁業者もいるという現状はございました。最近も北部の漁業者の方々から刺し網に混獲したまぐろが水揚げできないので、どうにかしてほしいという要望はありまして、お話をしてきたところなんですけども、現状、制度の中で承認を持っている船しかとれないという現状もございまして、小型魚は再放流していただくということで、北部の漁業者にも説明して参ったところです。その承認隻数につきましては、現状21隻ということで、承認をいただいているものになってございますが、例えばまぐろの資源が増えた場合には、承認隻数について国の方に検討いただけないか、申し入れ等を行っている現状でございます。

○鈴木会長代理

県の方に申請すれば、我々漁業者でもとっていいというふうな意味合いでいいんですか。そういうふうに承認をとっていいんですね。

○水産業振興課 菊池技術主幹

現状の枠組みでは、現在その承認を持っている方のみしかとれないということで、縛りがありますもので、そこは難しいという状況でございます。

○鈴木会長代理

今年もそうなんです、4月頭あたりから毎年、小型魚が仙台湾でとれるんですよ。そして、自分たち売れないのに網にかかるから邪魔になるんです。だからもう少し県の方で、国と掛け合って、申請した場合は特別に、例えば枠を設けてもらうとか、そういうふうな

ことを考えてもらわなければ、沿岸漁業者はやっぱ成り立っていかないと思うので、よろしくをお願いします。

○水産業振興課 菊池技術主幹

これからも折を見ながら国の方には申し入れしていきたいと思います。

○關会長

阿部課長なにか補足をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

くろまぐろにつきましては国際的なWCPFCで日本だけじゃなくて、やはり諸外国の理解がなければとれないというのは、水産庁の国際的な管理のもと、宮城県のみならず、他の都道府県でも増枠してほしいという要望を国の方に行っているところです。日本でとれる数量のアップが決まっている段階で、入ってしまう、とれてしまうという部分はどこでもあることで、でもそれは管理上再放流するという国の指導がある以上、日本に割当量が増えて、全国のまぐろを今までとっていた方、新規に求めたい方とどう利用していくかというような話し合いがなければ、宮城県だけでいいよという扱いになっていないので、機会があるごとに国の方に要望して参ります。關会長が委員になっております広域漁業調整委員会の中でも増枠要望とか承認要望などいろいろある中でも、まだ十分に増えていないという状況から、要望としては受けますが、緩和となるような動きがあれば、くろまぐろの管理する部分と許可という部分の両課で、いろいろ意見交換しながら進めなければいけないというふうに考えます。

○關会長

そういう事情なので、御理解いただきたいということですね。

○鈴木会長代理

阿部課長の言うのは分かるんですけど、最初の第一歩だと思って、宮城県だけではダメだとか、そういう言い方じゃなくて、はっきり言ったら水産庁の役人の方々が沿岸漁業のあり方を全然把握していないのですよ。まき網にしてもそうなんですけども、そういうことをどんどん今からやっていかないと、資源管理型体制もとれないし、将来的に管理されて、とっちゃダメなものをとるというふうなことをするような羽目になると思うんですよ。そういうことをなくしたいため、私は小型漁船漁業部会の部会長もやっているんで、そういうのをいろいろ見て聞いて、いろんな問題があるので提起したのであって、県の方でそれを今すぐできないとかというような言い訳はやめてください。一生懸命やりますというふうに言ってもらえれば、漁師は安心するんですよ。

○關会長

阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

言葉足らずでございましたが、御意見は、十分賜りまして、今後のより良い管理方法に向けて検討して参ります。

○關会長

そういう鈴木会長代理の要望は、前回の全国海区漁業調整委員会連合会の総会で、神奈川県の本会長が同じような要望をしております、その時以前に私も県からの要望で、くろまぐろの枠をもっと増やすべきじゃないかという要望をしておりました。だけど、やはり現実のその漁獲状況とTACの状況が整合性取れてないということを水産庁としては薄々気づいてきておりますので、そういう事情を科学的に国際的に説明して勝ち取らないといけない様相だと思っています。だからそれについては各県からの要望がまとまって、それで裏付けも必要となる段階で、そういう方向に行くのではないかと私は思っています。そのためには、毎回と言わず、そのような要望を出す場においては、宮城県からもまた再び、あるいは三度も四度も同じような要望を出していくべきであろうなと私も感じています。そういうふうな理解ですので、今後とも実際のくろまぐろの資源が増えていくようになって、漁獲が増えることを念願しております。

他にございませんでしょうか。

どうぞ鈴木委員。

○鈴木（章）委員

今、鈴木会長代理が言ったことと関連するのですが、今、阿部課長と關会長言ったとおりなんですけども、この配分枠というのは、はえ縄でも小型船でもあると思うんですよ。そうすると、今の配分枠では経営ができないこともあるんですよ。漁獲枠があるのは分かるんですけども、その辺も経営できる程度の枠にしてもらわないとなかなか、600キロ、800キロを1経営体で割り当てられても船の維持費にもなりませんから、枠はあっても経営できないから、網や釣りでまぐろがいっぱいかかって、間違って持ってくる漁業者もいたりすると思うんです。青森の大間みたいな方も出てきたりと、そういうことも起こってくるから。今の阿部課長の返答じゃないけども、漁業者のためにも国の方に關会長も機会があるごとに強く要望してもらわないと、なかなか浜の方でもそういうトラブルを減らせないので、強く要望をお願いしたいと思います。

○關会長

会長の私としてはそういう認識でおりますので、県の方も今答弁いただいたように、今後も、そういう要望を上げていって、とにかく水産庁が国際的に勝てるようにしないとダメな状況が今あるので、それはもっと科学的にきちっと裏付けのある数字を示していかないとダメだと思うんですよ。今現場では、くろまぐろが多くなっているということが本当にいろんなところから情報があって、それをとらせないのはなんだという意見がものすごく圧力強くなっているようなんですよ。だからそれは、今後どのように解決していくかという段階だと理解しています。でも、本当に皆さん浜の方の苦しい状況は伝わってきているので、それを解決・改善するためのいろいろな方策というのは、水産庁も念頭に置いて

いると思います。だけど、今年のこの時点での取り決めに遵守せざる得ない事情というのは、御説明のとおりかと思いますが、皆さん相当御不満もあるようですので、それは伝えていかないといけないと思いますけども、今のところ御理解いただくしかないなというふうに思います。

○岩沼会長代理

私もOPRTの理事やっていて、水産庁の長官とかとお会いする時でも、くろまぐろのことは今度会った時にお話して、漁業者はこういうことで大変だとこと言っておきますので。

○關会長

よろしくお願いします。

○鈴木（章）委員

浜とすれば、自分たちが若い時、養殖を始めた頃は、その辺の養殖施設の沖にまぐろがいるということはなかったけど、今はまぐろがたくさん渦巻いているんだから。現実はそのような状況だと会長に覚えていただければと思います。

○關会長

本当にありがとうございます。

他にございませんか。

伊藤委員どうぞ。

○伊藤委員

このくろまぐろでいつも疑問に思っていることあるんだけど、再放流した固体は何%生き残るんですか。私は前にさわらの流し網やっていて、その網にかかってくるんだけど100%死んでいます。今度は放流という名目で投げたら不法投棄ですよ。

○關会長

県としては数値を掌握されているかどうかお答えいただきます。

○水産業基盤整備課 日下課長

再放流の数値ですけれども、漁業者の方に再放流した際には記録はしてもらうようにはお願いはしております。ただ、もちろん定置網あるいは漁船漁業によって数字は全くバラバラで、例えば定置網の場合なんかですと、もうまぐろの枠を守るために、網に入ったぶりからいわしから網ごと全部放流してしまうといったような話も聞いておりまして、割合的にはかなり差があるものだと思っています。特に、放したものが死んでいるというお話は確かに伺ってはおりますが、今時点で我々としてお願いできるのは、そういう状況になれば生存個体は再放流してくださいというところしか、お話できないというところがあります。この辺は、その技術的なところで対応できるものなのかどうかも含めて、引き続き、

研究していく部分かと思っています。

○伊藤委員

再放流はいいけれども、資源の保護は本当に分かるけど、死んだものを放流してて、いつも無駄なことじゃないかと思うんだ。大体まぐろだけに限らず、青魚は網にこすれたり、網にかかればほとんど100%死ぬんだから。日下課長も長年そういう水産関係のことやっているから分かっていると思うんだけど、もう少し柔軟に考えてもらわないと。例えば死んだ魚を放流した時に海上保安部がきたら不法投棄だよ。

○關会長

日下課長お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

おっしゃるとおりでございます。明らかに死んでいると分かっているものについては、それはもう水揚げしてくださいという水産庁の話はありますが、ただやっぱりそこは枠との関係というところで、どうしても難しい判断を現場でされているというのが現状なんだろうと思います。引き続き枠の関係も含めて国の方にはその辺の実態を伝えながら、改善を検討していきたいと思っております。

○關会長

伊藤さんよろしいですか、他にございませんか。よろしいですか。

なければ、宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、まだら本州太平洋北部系群、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚）は県からの諮問があったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年6月11日付水整第88号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

日下課長お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

審議事項（３）宮城県資源管理方針の変更について御説明させていただきます。資料３を御準備ください。

改正漁業法に基づきまして都道府県が策定する資源管理方針には対象となる魚種ごとに資源管理に関する基本的な事項を定めることとされております。今回の変更は今年度からＴＡＣ管理が開始される。マダラ本州太平洋北部系群についての内容を追加するものでございます。県が資源管理方針を変更する際には、海区漁業調整委員会の意見をお聴きすることは、漁業法１４条で定められておりますことから、本日御審議をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

１ページ目は今回するお諮りする諮問文書の写しとなっております。２ページ目を御覧いただきまして、ページの中ほどを御覧いただければと思います。改正漁業法に基づきまして、資源管理に関する基本的な事項につきましては、ＴＡＣなどの公的規制、あるいは自主的管理とかを問わずに、国や県の資源管理基本方針に定められるということとなっております。資源管理方針には、その対象となる魚種ごとに資源管理の詳細、基本的な事項について、別紙として定めるというものとなっております。２の黒ボチの２つ目ですけれども、今回先ほど御説明しましたとおり。まだら本州太平洋北部系群がＴＡＣの対象種に新しくなるということで、別紙１の１０ということで、まだらの内容を追加するというものとなっております。

３ページ目を御覧ください。こちらは国の方で示しているひな型ですけれども、今回、そのステップアップ管理としてＴＡＣがスタートするというので、国からの作成例に基づいて、作成した案につきましては、４ページになります。

こちらを今回追加する内容でございますが、まず特定水産資源の名称としましては、まだら本州太平洋北部系群でございます。第２の漁獲量管理の手法等は、宮城県漁業者まだら漁業ということで、全て一括しての管理ということとしてございます。そのため、対象とする漁業につきましては、宮城県におけるすべての漁業、ただし大臣管理は除くものでございます。（２）の漁獲量の管理の手法等ですが、漁獲量の総量の管理ということで、漁獲量等の報告にかかる期限は翌月の１０日までとしたいと考えてございます。第３の漁獲可能量の知事管理区別の配分への基準は、まだらを一括での管理ということで、全量を配分する形としてございます。第４の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項ですが、ＴＡＣによる管理手法として、ここではその必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、ステップ３の取組ということで、本格的なＴＡＣのような開始までに当該漁業の操業実態等勘案して、漁獲努力での水準、あるいは管理の方法と検討し定めるとしてございます。今後ステップ１からステップ３は３年かけていろいろ調整していくわけですが、その検討の状況を踏まえて定めていきたいと考えてございます。

第5のその他資源管理に関する重要事項ということで、1つ目が法第31条に定める場合に該当するか否か、こちらTACを超えそうになった時に、漁獲量の公表を行う基準でございしますが、こちらすでに作成しています他の魚種の例を参考にしまして、TACの8割を超える時を基準に判断していくということとしております。主な内容については以上でございします。5ページ以降は、新旧対照表と改正前の県の資源管理方針を添付してございしますので、後ほど御確認いただければと思います。

2ページ目にお戻りください。3今後の予定でございしますが、本日御承認いただけた場合におきましては、国への承認申請など順次行いまして、6月18日を目途に公表していきたいと考えてございします。説明については以上でございします。

○關会長

杉田さん、ありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号をおよび、氏名を述べて発言願います。

○關会長

よろしいですか。

なければ、宮城県資源管理方針の変更については県からの諮問があったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございせんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年6月11日付水整第89号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

————— 審議事項終了 —————

【協議事項】

○關会長

それでは、協議事項に移ります。協議事項「宮城・福島海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から御説明願います。

瀧上さん、お願いします。

○事務局 瀧上主事

第17回宮城・福島両県海区営業調整委員交流会開催についてというページを御覧ください。まず1つ目ですが、今回の交流会は隣接する両県の海区は、漁業状況が類似していることから、営まれている漁業において共通の課題を抱えている状況にあります。このこ

とから海区委員の活動の一環として、両県海区について相互理解を深め合いながら有意義な意見交換を行うものでございます。また岩手県同様、漁業調整上の課題解決について入会などについては、行政サイドに委ねるということで、その部分についての話し合いは行わないということで、福島県との共通の認識となつてございます。

続いて、開催日時、場所等についてです。現在決まっている内容として、令和6年8月8日木曜日、午後3時半から午後5時まで、場所は福島県庁の西庁舎を抑えている状況になります。出席者は両県海区委員と県事務局となります。議題についてですが、宮城県から水産業の振興に向けた取組と近年の漁獲動向の変化について、福島県からは福島県の漁業の現状と復興に向けた取組を説明する形で、現状まだ仮ではございまして、中身についてはこれから福島県さんと調整を重ねていきたいと思っております。

続いて2番の情報交換会についてです。こちらも今のところ仮ですが午後5時半から午後7時まで、場所が杉妻会館という福島県庁から歩いてすぐの場所となっております。会費は5,000円程度を予定しております。参考として下の方に前回行われました令和元年度の交流会の日時と場所、情報交換会の内容について載せておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて裏面のページを御覧ください。当日の予定案を記載してございます。海区委員会から情報交換会までの流れを御説明いたします。次回8月8日予定の海区委員会は午前11時から正午まで行い、その後は各自昼食をとっていただきます。午後2時15分ごろに仙台駅の新幹線の改札に集合していただいて、午後2時25分 仙台駅発の新幹線に乗車、午後2時47分に福島駅到着を予定しております。

福島駅から福島県庁まではタクシーで移動し、交流会を行っていただく運びです。交流会が終わり次第、徒歩にて杉妻会館に移動していただき、情報交換会を行います。情報交換会終了後は、タクシーにて福島駅に移動する予定です。資料に午後7時台の福島駅発車の新幹線時刻表を載せておりますが、現状事務局としては午後7時38分発の新幹線に乗る予定でございます。

今後の予定は、7月12日金曜日を出欠確認票の提出期限とさせていただきます。7月下旬まで事務局より交流会の通知及びそれに要する費用の案内をさせていただく予定です。現在、議題や時間が(仮)となっている部分が多いのですが、確定したものについて7月下旬頃を目処にお示しすることができればと思っております。

3ページ目ですが、今までの福島海区との交流会開催の経過となりまして、議題や場所、内容について載せております。

続いて5ページは、隣県海区との漁業調整委員交流会对応要領を載せております。3番を御覧ください。委員の対応体制ということで、原則としては全員を対象としているのですが、開催海区に出向く場合は内部調整に一任されているということで、今回は6ページに載せている隣県海区との交流会における第22期委員会对応体制の福島海区の欄に丸がついている委員の方が御参加される対象の方となっておりますので、御確認いただければと思います。

最後に別紙ですが、先ほど御紹介しました出欠確認票となっております。こちらに委員会や交流会、情報交換会の出欠確認、旅行方法の確認、また当日の宿泊の確認等を載せておりますので、7月12日まで丸を付けて提出していただければと思います。また、新幹

線の切符は基本的には各自でお求めをお願いするところですが、海区事務局の方でも切符を購入する予定ですので、購入を希望される際には下の米印の欄に丸をつけて出欠確認票を提出していただければと思います。以上となります。

○關会長

確認票の①、海区委員会は506回ではないですか。

○事務局 瀧上主事

おっしゃるとおりです。

○關会長

質問ございますか。

なければ、宮城・福島海区漁業調整委員交流会についてはこれまでとします。

————— 協議事項終了 —————

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。報告事項「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

君島さんお願いします。

○事務局 君島技師

私の方から、報告事項といたしまして、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について御報告いたします。

資料の方、表紙をおめくりいただきますと、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について概要という1枚ものの資料がございます。こちらの資料もおめくりいただきますと、次のページから、実際に通常総会で配布された資料となっております。こちらは非常にボリュームがあるものですので、今回は最初の概要の資料を用いて御説明差し上げたいと思います。

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会、今回で第60回となりますが、先に結果を述べさせていただきますと、議事については異議なく承認されました。概要については、次のとおりでございます。

開催日ですけれども、令和6年5月17日（金）午後1時30分から午後3時まで、開催場所は、東京都港区のベイサイドホテルアジュール竹芝です。会議の内容ですけれども、開会、そして全漁調連の今野会長の会長挨拶がございまして、その次に来賓祝辞がございました。こちら、来賓祝辞ですけれども、衆議院農林水産委員会野中委員長はじめ、参議院農林水産委員会滝波委員長、水産庁森長官から祝辞が述べられました。また、全国漁業協同組合連合会三浦常務理事の代読で、坂本代表理事からの祝辞が読み上げられました。会場にはいらっしやいませんでしたが、全国内水面漁業協同組合連合会の林会長より祝電を

頂戴しております。

その次、議長選出ですけれども、全漁調連の今野会長が議長となって、以降の議事を進行了しました。

議事の第1号議案としては、令和5年度の事業報告書収支決算書及び剰余金処分案の承認についてということで上程されました。こちら、事務局から資料のとおり説明されまして、また、監事より、監査し内容は適正で合った旨報告がありまして、異議なく承認されております。

第2号議案といたしましては、令和6年度事業計画書及び収支予算案予算書案の承認についてということで、今年の1月1日に発生したマグニチュード7.6、能登半島地震の激甚災害指定が閣議決定された等の状況を踏まえ、石川海区の会費を免除する特例措置について、事務局より説明がありまして、異議なく承認されております。

第3号議案の、協議事項（中央要望活動）ですけれども、こちらは当海区でも出席いたしました令和5年11月17日に開催されました東日本ブロック会議で提出いたしました要望も勘案した上で、全漁調連が調整した中央に対する要望書の中身の審議でございます。それぞれの項目別に簡単に御説明いたします。

Iとして、海区漁業調整委員会制度についてということで、こちら基本的には令和5年度の内容をそのまま用いているのですが、漁業法の改正等に伴う資源管理状況の報告や、TAC制度に関わる諮問といった、海区委員会の役割の重要性が増しているといった中身を継続して記載及び、海区漁業調整委員の資質向上等について追記しております。こちらに関しましても、内容について異議なく承認されております。

IIといたしまして、沿岸漁場の秩序維持についてという部分でございますが、密漁パトロールに係る費用等の総合的な支援策などについて追記がありました。こちらに関しましても異議なく承認されております。

裏面を御覧ください。IIIの太平洋クロマグロの資源管理についてという部分ですけれども、こちらはいか釣り漁具被害対策等について追記がございました。こちらも異議なく承認されております。関連した内容として、会長から先ほどお話がありましたとおり、神奈川海区の櫻本会長よりくろまぐろの配分方法等について質疑がございました。

IVの沿岸資源の適正な利用についてということですが、新型コロナウイルス感染症対策関連の内容を削除し、具体的な対応策を追記しております。また、海上大規模開発事業の関係者説明について追記され、こちらに関しましても、異議なく原案どおり承認されております。

Vの漁業法改正後の制度運用についてということですが、こちらは内容の整理が主でしたが、漁業権切り替えについての内容削除、事務の円滑化について追記がございました。こちらも、特に異議なく原案どおり承認されております。

VIとして、外国漁船問題などについてですけれども、こちら諸外国の漁船問題を集約、北朝鮮ミサイル対応について前年度に発生した事案、及び被災した場合の救援等について追記がありました。こちらも原案どおり承認されております。

要望の最後、VIIですけれども、海洋性レジャーとの調整等についてということで、遊漁者によるごみ投棄に対する罰則の強化等、スマホを活用した普及啓発アプリ開発等、水上オートバイの利用者の把握や組織化の推進等について、追記されております。また、一部の海区ブロックからの提案で、スピアフィッシングに関する規制の強化について提案があ

りまして、追記がありました。こちらについても、異議なく承認されております。

続きまして、第4号議案ですけれども、次の総会の開催地についてということで、全漁調連の開催地は東京で2回開催した後に地方で1回開催というように今まで開催されております。今回は地方開催の予定ですので、山口県での開催ということで提案がありまして異議なく原案どおり承認されております。以上で議案についてはすべて原案どおり承認されているところでございます。

6番、表彰といたしまして、資料中にも表彰者が載っておりますが8名の方へ委員表彰、1名の方に事務局職員ほう賞がございました。

以上をもって、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会は閉会となりまして、今野会長から閉会の挨拶がございまして終了ということになりました。私の方からは以上でございます。

○關会長

君島さんありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。

なければ、報告事項令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会についてはこれまでとします。

————— 報告事項終了 —————

○關会長

その他に入ります。何かございますか。

坂本さんお願いします。

○水産業振興課 坂本技術補佐

私の方からは1枚紙の資料、県内沿岸漁業者の経営維持・安定に向けた支援体制の整備についてを用いて情報提供させていただきます。

昨年度、令和5年度は8月に東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出が開始されたほか、夏場の記録的な高水温、年明けの連続した暴風波浪などにより、養殖業中心に大きな被害が発生しております。これらの災害等により影響を受けた漁業者に対する支援として、県では資料の1に記載のとおり塩釜、石巻、気仙沼にある地方振興事務所水産漁港部へ相談窓口を設置し、漁業経営の維持、改善支援や融資などに関する相談を受け付けているほか、資料2に記載のとおり、これらの災害に対し、原則無利子である漁業経営サポート資金を適用しまして漁業者が経営を維持できるよう支援しているところであります。

この漁業経営サポート資金の貸付条件は資料にも記載しておりますけれども、高水温の影響および暴風波浪被害の影響については、貸付限度額が500万円、償還期限が2年となっております。また処理水の影響の方につきましては、特例的に貸付限度額が1,000万、償還期限が10年となっております。これらの支援につきましては、予算の関係上、令和5年度末で一旦募集を終了しておりますが、令和6年度も継続することとしておりまして、令和6年度分につきましては先週6月6日付で申請受付を再開していると

ころでございます。また、資料にはございませんが高水温の影響および暴風波浪の被害の影響におきましてはより貸付限度額が大きく、償還期間の長い水産業災害対策資金の適用についても進めておりまして、こちらの資金が市町による利子補給が前提となっている関係から、現在市町と募集開始に向けて調整しているところであります。

以上で情報提供を終わります。

○關会長

ありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 武山総括次長

それでは、事務局から、次回の海区漁業調整委員会の開催日時について、連絡いたします。今回は、8月8日（木）、午前11時から、場所は今日と同じ県庁9階第一会議室で開催を予定しております。また、本日の議題にもありましたとおり、次回の海区委員会終了後、福島海区との交流会がございますので、本日お渡しいたしました出欠確認票を7月12日（金）までに、事務局へ御提出ください。なお、本日御提出いただける場合は、お帰りの際に事務局へ御提出いただければと思います。事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 武山総括次長

關会長、委員の皆様、本日は長時間にわたり、大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置（案）等について（小型機船底びき網漁業（貝桁、かけまわし漁業、板びき網漁業））
- (2) 宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、まだら太平洋北部系群、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚）
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について

協議事項

宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

報告事項

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 關 玲夫

署名委員 鈴木 政文

署名委員 千葉 富夫

書 記 清江 瑠璃